

会議録要旨

会議の名称	令和7年度第4回 霧島市水道事業及び簡易水道事業並びに工業用水道事業運営委員会
開催日時	令和7年11月20日（木曜日）13時30分から
開催場所	隼人市民サービスセンター2階会議室
出席委員数	10名（10名中）
事務局	川畠上下水道総務課長、蔵原上下水道総務課主幹、桐原上下水道総務課主幹、前田上下水道総務課主任主事、佐々木上下水道総務課主任主事、養田水道工務課長、岩元水道工務課主幹
次第	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>（1）会議録（10月16日開催分）の承認</p> <p>（2）水道料金の仕組み</p> <p>（検針から料金お支払いまで、改定前の料金表）</p> <p>（3）水道料金の見直し</p> <p>（前回の振り返り、総括原価の確定、改定後の料金表）</p> <p>（4）水道利用者への広報・広聴のあり方</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
会議の経過	<p>（1）会議録（10月16日開催分）</p> <p>会議録（10月16日開催分）は、質疑・意見なしで、全会一致で承認された。</p> <p>（2）水道料金の仕組み</p> <p>事務局から説明を行う。主な質疑・意見については以下のとおり。</p> <p>（質疑）霧島市の検針は、すべて検針員が行っているのか。スマートメーターは導入されていないのか。</p> <p>（回答）現時点ではスマートメーターは導入しておらず、全て検針員による目視検針である。</p> <p>（質疑）スマートメーター化の検討状況は。</p> <p>（回答）検針員の確保や危険箇所への対応等を踏まえ、将来の検討課題として認識している。現時点ではコストの観点から導入を見送っている。</p> <p>（3）水道料金の見直し</p> <p>事務局から説明を行う。主な質疑・意見については以下のとおり。</p> <p>（質疑）今回の案は、この委員会で議論した結果を市長に報告するとい</p>

	<p>う理解でよいか。また、その後は条例の改正を議会に諮る流れになるのか。</p> <p>(回答) 本委員会での意見を踏まえて提案書を取りまとめ、市長に提出する。市長が金額を決定のうえ3月議会に条例改正案として提案する想定である。その後、ホームページ等で周知し、10月使用分(11月検針分)から新料金を適用するスケジュールを想定している。</p> <p>(質疑) 「130万円の壁」により所得を制限せざるを得ない中、物価高も重なって家計負担感が強い。資料p.28の(目安)3~4人世帯の「口径20mm・水量20m³」が24.0%と高い改定率となっており、負担としては厳しい。子ども3~5人の子育て世帯からも「水道料金が上がるなら低所得者への補助金などで対応してほしい」との声がある。</p> <p>(回答) 改定率23.3%という全体の枠組みは維持しつつ、内訳の調整・配分の検討は可能である。</p> <p>(意見) 家庭用より事業用の改定率のほうが低いという見方は、市民への説明が難しいのではないか。</p> <p>(意見) 遅増度を鹿屋市や薩摩川内市の水準(2.4倍程度)に寄せた場合の試算も、検討する必要があるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">〔※事務局から、遅増度を2.4とした場合の料金表試算を提示し、委員からの意見を聴取した。〕</p> <p>(意見) 水道料金は「水道法」「地方公営企業法」に基づき、「公正妥当なものであること」「公平であること」が必要である。水道料金算定要領では、従量料金は完全均一料金が大原則だが、生活用水への配慮と使用抑制(使いすぎ防止)を目的に、遅増制も経過的に認められている。現在の全国的なトレンドとしては、遅増度を抑え、1に近づける方向(フラット化)で見直す傾向。遅増度を上げすぎると企業の参入意欲を削いだり水を使つてもらえなくなったりするおそれがある。また、生活困窮者の配慮は行政課題であり、水道事業としては自立的経営を目指す必要がある。このような観点からは、本件料金案は比較的フラットで、整理された体系と評価している。</p> <p>(意見) 「60%値上げ」といったパーセンテージだけがクローズアップされる傾向がある。霧島市が全国水準の中でどの位置にあるのかを示すなど、(広報の)見せ方は重要と考える。</p> <p>(質疑) 基本料金の改定率が13ミリ・20ミリ・25ミリの中で20ミリが最も高い理由は何か。</p>
--	---

	<p>(回答) 基本料金の配分に、水道メーターの購入価格実績に基づく部分がある。今回実績では口径 20 ミリが相対的に高かったことによる。</p> <p>(質疑) 内部留保の実態はどうなっているのか。また、収入確保対策の中で「定期預金のさらなる活用」とあるが、単に短期定期で金利を得る程度なのか、リスクを取った運用まで踏み込むのか。</p> <p>(回答) 「改定を行わない場合」の試算では、令和 6 年度末の内部留保は 41.0 億円、7 年度で 46.4 億円だが、その後は台明寺配水区関連事業の支払い等により減少し、10 年度にマイナスとなる。現在は資金があるというのは事実だが、改定をしなければ将来的に資金不足となることを議会にも説明している。資金活用としては、1 か月定期など短期の定期預金を活用し、利息収入を得る取り組みを検討しており、運転資金の余裕を月単位で把握しながら実施したい。</p> <p>(質疑) 21 ページの効率化目標額のうち、最も大きい 6,354 万 1 千円（企業債借入金利方式の見直し）の具体的な内容は。また、リスクはないのか。</p> <p>(回答) 企業債の借入金利方式について、固定金利方式から利率見直し方式へ変更するものである。リスクとしては、将来的な物価動向によっては、固定金利方式で借り入れた場合よりも利率が高くなる可能性がある。算定期間中の総括原価を下げるため、金利低減の効果が期待できる利率見直し方式を採用したい。</p> <p>(質疑) 本委員会としては次回の料金改定について責任を持つものであるが、将来的な改定の見通しについても、広報の中で丁寧に説明する必要があるのではないか。</p> <p>(回答) 令和 12 年度以降については、改めて経営戦略の見直しと総括原価の再算定が必要であり、その時点での再検討が不可欠である。その旨広報の中で説明しなければならないと考えており、意見書の中でその旨にも触れていただければ助けになる。</p> <p>(質疑) 28 ページの 3 例の改定率（23.1%、24.0%、22.7%）などの平均が、23.3%（平均改定率）と考えてよいか。</p> <p>(回答) 28 ページでの 3 例を含む、全口径・全水量の平均をとると 23.3%となる。</p> <p>(質疑) 遅増度を変更することで、家庭用への大幅な配慮もできるとのことであったが、こうした配慮は本来、行政側で検討すべきものとの理解でよいか。</p> <p>(回答) そのとおりと考える [日本水道協会選出委員]。</p>
--	--

	<p>(質疑) 算定期間4年という期間にはどのような意味があるのか。2年ごとの見直しなどはできないのか。</p> <p>(回答) 水道法では「水道料金は3~5年ごとに見直すこと」とされており、その範囲で事業体が判断する。期間が長すぎると見通しの誤差が大きくなり、短すぎると頻繁な改定となってしまう [日本水道協会選出委員]。</p> <p>(質問) 平成22年から15年ぶりの改定となるが、その間は大規模投資がなかったから料金を据え置くことができたということか。今回の国分台明寺配水区関連事業等の大規模投資により23%程度の改定が必要となり、減価償却開始（令和12年度以降）以降も含めると、将来さらに20%台の改定が必要と試算されている。結果として、今回と将来の改定を合わせると60%相当の引き上げが必要になるという理解でよいか。</p> <p>(回答) 投資・財政計画上の試算ではそのとおりである。近年は、管路更新率が物価高の影響で0.2~0.3%程度に低下し、十分な更新投資ができていない。このため、今回の改定には、国分台明寺配水区関連事業費だけでなく、管路更新率を4年後までに0.7%へ引き上げるための費用も含まれている。令和12年度以降については、改めて経営戦略の見直しと総括原価の再算定を実施した上で、改定の必要性を検討していくこととなる。</p> <p>(意見) 「子育て世帯の料金値上げ率」や「遙増度の率」の調整・配慮についての意見が出ているが、調整は可能か。</p> <p>(回答) 調整後の料金表を以下のとおり提案する。</p> <table border="1" data-bbox="563 1372 992 1763"> <tr> <td>基本料金</td></tr> <tr> <td>原案から変更なし</td></tr> <tr> <td>従量料金</td></tr> <tr> <td>1 m³から10 m³まで 100円</td></tr> <tr> <td>11 m³から30 m³まで 125円</td></tr> <tr> <td>30 m³を超える部分 140円</td></tr> <tr> <td>平均改定率 23.21%</td></tr> <tr> <td>遙増度 1.4倍</td></tr> </table> <p>(意見) 子育て世帯としては、見直し前に比べれば受け止めやすい。</p> <p>(意見) 当初案（28ページ）よりは、市民にも説明しやすい水準であり、事業用で全国比較すると改定後もなお安い水準にある。企業の負担としては適正な範囲と考えられ、全国的な値上げの流れの中では妥当と考える。</p> <p>(意見) 全国的な流れを踏まえたうえで、上がっても（妥当な水準であ</p>	基本料金	原案から変更なし	従量料金	1 m ³ から10 m ³ まで 100円	11 m ³ から30 m ³ まで 125円	30 m ³ を超える部分 140円	平均改定率 23.21%	遙増度 1.4倍
基本料金									
原案から変更なし									
従量料金									
1 m ³ から10 m ³ まで 100円									
11 m ³ から30 m ³ まで 125円									
30 m ³ を超える部分 140円									
平均改定率 23.21%									
遙増度 1.4倍									

	<p>る）ということを、広報や説明の仕方の中で工夫してほしい。</p> <p>● 「水道料金の見直し」に対する委員会としての取りまとめ</p> <p>① 総括原価 93 億 7,557 万 6 千円を妥当と判断してよいか。</p> <p>② 平均改定率 23.21%を妥当と判断してよいか。</p> <p>③ 料金体系（基本料金は原案、従量料金は 1～10 m³:100 円、11～30 m³:125 円、30 m³超:140 円）を妥当と判断してよいか。</p> <p>→ ①～③のいずれも異議なし。よって、上記を本委員会の結論として、市長への意見書の内容とすることで了承。</p> <p>(4) 水道利用者への広報・広聴のあり方</p> <p>事務局から説明を行う。主な質疑・意見については以下のとおり。</p> <p>(質疑) 広報手段としてフェイスブックだけでなく、インスタグラムの活用も検討できないか。</p> <p>(回答) 市の広報は秘書広報課が管理している。インスタグラムの活用については、今後関係課と協議したい。</p> <p>(質疑) 提案のあった周知期間のスタートは、3月議会での議決後という理解でよいか。</p> <p>(回答) そのように考えている。</p> <p>(意見) 一定のボリュームのある紙媒体による丁寧な説明と、FM きりしまなど多様な媒体を組み合わせた広報をお願いしたい。</p> <p>● 「水道利用者への広報・広聴のあり方」に対する委員会としての取りまとめ</p> <p>① 広報・広聴のあり方について、事務局案を基本として妥当と判断してよいか。</p> <p>→ 異議なし。</p> <p>その他</p> <p>委員から特になし。事務局から次回開催日程を共有。</p>
写真	